

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年12月23日(2022.12.23)

【国際公開番号】WO2022/158595

【出願番号】特願2022-537179(P2022-537179)

【国際特許分類】

A 61K 47/26(2006.01)

A 61K 31/352(2006.01)

A 61P 17/16(2006.01)

A 61K 36/48(2006.01)

A 23L 33/10(2016.01)

A 23L 33/125(2016.01)

A 23L 33/105(2016.01)

A 23L 2/52(2006.01)

10

【F I】

A 61K 47/26

A 61K 31/352

A 61P 17/16

A 61K 36/48

20

A 23L 33/10

A 23L 33/125

A 23L 33/105

A 23L 2/52

A 23L 2/00 F

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月16日(2022.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イソフラボン吸収促進剤であって、ラクトビオン酸類を含む剤。

【請求項2】

エクオール非產生者に用いられる、請求項1に記載の剤。

【請求項3】

イソフラボン類をさらに含む、請求項1または2に記載の剤。

40

【請求項4】

前記イソフラボン類は大豆由来である、請求項3に記載の剤。

【請求項5】

経口剤である、請求項1～4のいずれか1項に記載の剤。

【請求項6】

飲食品組成物である、請求項1～5のいずれか1項に記載の剤。

【請求項7】

イソフラボン吸収促進剤の製造におけるラクトビオン酸類の使用。

【請求項8】

請求項1に記載のイソフラボン吸収促進剤を含む、肌改善剤。

50

**【請求項 9】**

経口剤である、請求項 8 に記載の肌改善剤。

**【請求項 10】**

大豆由来のイソフラボン類をさらに含む、請求項 9 に記載の肌改善剤。

**【請求項 11】**

前記イソフラボン吸収剤に含まれる前記ラクトビオン酸類の 1 日の投与量が、150 mg 以上であり、

前記イソフラボン類の 1 日の投与量が、30 mg 以下である、請求項 10 に記載の肌改善剤。

**【請求項 12】**

皮膚水分量低下抑制剤、経皮水分蒸散抑制剤、または皮膚粘弾性改善剤である、請求項 8 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の肌改善剤。

10

20

30

40

50